

令和 7 年度福岡県外国人介護人材受入れ施設等環境整備事業実施要領

この要領は、福岡県外国人介護人材受入れ施設等環境整備事業費補助金（以下「補助金」という。）交付要綱に定めるほか、令和 7 年度の本事業の実施に当たり必要な事項について定める。

1 事業概要

この補助金は、福岡県内に所在し、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）上の介護事業を行い、外国人介護職員を受け入れる（予定を含む）施設等（以下「受入れ（予定）介護施設等」という。）又は、外国人留学生が在籍する介護福祉士養成施設（以下「受入れ養成施設」という。）が、以下事業を実施した場合に要する経費を補助する。

(1) 補助対象事業

① 受入れ（予定）介護施設等を対象としたもの

ア 外国人介護職員とのコミュニケーションを促進する取組

- ・ 外国人介護業務マニュアル（介護の手順、介護用語の統一化等）の購入
- ・ 多言語翻訳機の購入又はリース
- ・ 外国人介護職員の日本語学習の支援（日本語講師による教育等）
- ・ 職員の異文化理解の教育・研修

イ 外国人介護職員の介護福祉士の資格取得に必要な取組

- ・ 介護福祉士資格取得を目指すために必要な教材の購入
- ・ 外国人介護職員を対象とした外部講習等への参加、日本語講師による教育

ウ 外国人介護職員の生活支援に必要な取組

- ・ 孤立防止やホームシック等メンタルケアに必要な経費
- ・ 地域の日本人や外国人との交流を促進するための交流会開催
- ・ 外国人介護職員が使用する自転車・電子レンジ・洗濯機・冷蔵庫の購入

※ 受入れ（予定）介護施設等が購入したものに限る。

※ 取得単価が 30 万未満（消費税及び取得の際に発生した付随費用も含む）のものに限る。

- ・ 雇用開始から 1 年以内の外国人介護職員が入居する住居の家賃。ただし、入居または雇用が 1 月に満たない月は対象外とする。

補助対象経費	補助対象外経費
・ 外国人介護職員が入居する住居の家賃を受入れ（予定）介護施設等が負担する場合 ・ 共益費、管理費	・ 受入れ（予定）介護施設等が所有する住居に外国人介護職員を入居させる場合の家賃 ・ 敷金・礼金 ・ 光熱水費・町内会費 ※ 補助対象住居の家賃に光熱水費・町内会費等が含まれる場合は、それらを除いた額を対象経費とする。 ・ 外国人介護職員が直接支払いをした家賃

② 受入れ養成施設を対象としたもの

在籍する留学生に適切な教育を行うための教員の質の向上に必要な取組

- ・ 留学生の指導方法等に関する教育の手引きの作成
- ・ 教員の異文化理解の研修の受講

(2) 補助上限額

① 受入れ（予定）介護施設等を対象としたもの

補助対象	補助率	補助限度額
外国人介護職員とのコミュニケーションを促進する取組	2 / 3	200千円 (1施設あたり)
外国人介護職員の介護福祉士の資格取得に必要な取組		
外国人介護職員の生活支援に必要な取組		

② 受入れ養成施設を対象としたもの

補助対象	補助率	補助限度額
在籍する留学生への教育の質の向上に必要な取組	10 / 10	550千円 (1施設あたり)

(3) 補助対象経費

補助事業の実施に必要な次に掲げる経費

① 受入れ（予定）介護施設等を対象としたもの

賃金、報償費、旅費、需用費、役務費（通信運搬費、手数料、保険料、広告料、通訳料、翻訳料）、賃借料及び使用料、委託料、備品購入費、負担金

② 受入れ養成施設を対象としたもの

報償費、旅費、需用費、役務費（通信運搬費、手数料、保険料、広告料、通訳料、翻訳料）、賃借料及び使用料、委託料、備品購入費、負担金

(4) 補助対象期間

補助金の交付決定の時期にかかわらず、交付決定のあった日の属する年度の4月1日から3月31日までとする。

ただし、物品の購入又はリースを行うことにより取組が完了するものについては、交付決定のあった日から3月31日までとする。

(5) 補助に係る留意点

事業の補助対象及び申請については、以下の点に留意すること。

- ① 当該事業のみで使用されることが特定・確認できないものや、当該事業の経費のみを明確に区分して算出できないものについては、適正な補助金執行の観点から補助対象外とする。そのため、当該事業以外の用途（他の補助事業や自主事業等）にも使用する共通的な経費は、当該事業に係る経費のみを按分して適切に算出すること。
- ② (1) ②の事業については、教員の質の向上を行う取組を対象としており、留学生に対する日本語学習の課外授業の実施等、留学生を対象とした取組を行う場合は「福岡県外国人留学生等の参入促進事業」を活用すること。

2 補助事業者の義務

この補助金の交付決定を受けた場合は、次の条件を守ること。

- (1) 補助事業の内容、経費の配分または執行計画の変更（軽微な変更を除く）をする場合は、事前に知事の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、事前に知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、すみやかに知事に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助事業の進捗状況等確認のために県が報告を求めた場合は、遅滞なく県に報告すること。また、必要に応じて県が実地検査を行う場合は、これに協力すること。
- (5) 補助事業を完了した場合は、補助事業を完了した日から起算して1月を経過した日または翌年度4月10日までのいずれか早い日までに補助金交付実績報告書を県に提出すること。

3 交付申請

(1) 申請受付期間

令和7年8月6日～令和7年9月30日（当日消印有効）

(2) 提出書類

本事業による補助を受けようとする者は、補助金交付要綱第7条に定める申請書を作成し、次に掲げる書類を添付して提出するものとする。

なお、提出された書類は原則として返却しない。

提出書類	提出方法
① 提出書類チェックリスト	郵送または持参
② 経費所要額調書（様式1－2）	郵送または持参
③ 支出計画書（様式1－3）	郵送または持参
④ 事業計画書（様式1－4）	郵送または持参
⑤ 役員一覧（様式1－5）	電子メール
⑥ その他参考となる書類 ・教材、翻訳機・自転車・電子レンジ・洗濯機・冷蔵庫等の物品を購入する場合、単価が分かるもの。 ・外国人介護職員の雇用契約書（写し）※1	郵送または持参
⑦ 「人材育成計画」（該当事業者のみ） 在留資格「特定技能（介護）」取得のために必要な試験の受験に係る費用がある場合は、「特定技能（介護）」取得が、将来の介護福祉士資格取得のために必要なことを示した「人材育成計画」を添付すること（参考様式有）。	郵送または持参
⑧ 住居費確認シート 「外国人介護職員が入居する住居の家賃（共益費、管理費含む）」の補助を申請する場合は添付すること。	郵送または持参
⑨ 自転車等確認シート 「外国人介護職員が使用する自転車・電子レンジ・洗濯機・冷蔵庫」の補助を申請する場合は添付すること。	郵送または持参
⑩ 優先順位表（別紙1）（同一法人から複数施設申請を行う場合のみ）※2	郵送または持参

⑪ 債権者登録申出書（該当事業者のみ）※3	郵送または持参
-----------------------	---------

- ※1 外国人介護職員を雇用予定である場合は、雇用予定であることを証明する書面。
- ※2 申し込み多数の場合、件数を制限する可能性があるので、予め了承すること。
- ※3 本県へ債権者の登録をされていない方は、債権者登録申出書（原本1部）を提出してください。

（3）書類の提出先及び問い合わせ先

〒812-8577 福岡市博多区東公園 7 番 7 号（福岡県庁北棟 2 階）

福岡県保健医療介護部高齢者地域包括ケア推進課介護人材確保対策室

TEL：092-643-3327 FAX：092-643-3253

E-mail：k-kaigojinzai@pref.fukuoka.lg.jp

※郵送の場合は、封筒の表に「福岡県外国人介護人材受入れ施設等環境整備事業費補助金」と朱書きすること。